

# 国土地理院請負測量業務監督検査事務処理要領

平成 13 年 1 月 6 日 国地総管第 513-10 号  
一部改正 平成 22 年 3 月 29 日 国地総管第 202-3 号  
一部改正 平成 23 年 3 月 8 日 国地総契第 267 号  
一部改正 平成 30 年 3 月 28 日 国地総契第 197 号  
最終改正 令和 2 年 12 月 23 日 国地総契第 152 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この要領は、国土地理院の所掌する測量業務（以下「業務」という。）の請負契約の適正な履行を確保するために必要な監督（以下「監督」という。）及び業務の請負契約についての給付の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う既済部分の確認を含む。）をするために必要な検査（以下「検査」という。）の実施に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって的確、厳正かつ能率的な実施をはかることを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 監督及び検査の実施に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成 13 年国土交通省訓令第 60 号）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

## 第 2 章 監督

### (監督の体制)

第 3 条 支出負担行為担当官又は支出負担行為担当官代理（以下「本官」という。）が締結した業務の請負契約（以下「本官契約」という。）に係る監督は、本官が命じた監督職員が行うものとする。

2 分任支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官代理（以下「分任官」という。）が締結した業務の請負契約（以下「分任官契約」という。）に係る監督は、分任官が自ら行うものとする。

3 分任官契約に係る監督を行う場合においては、業務の規模、監督に必要な技術の程度その他技術的な理由（以下「技術的条件」という。）を勘案し、分任官が自ら行う必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該分任官が命じた監督職員に監督を行わせることができるものとする。

### (監督業務の分類)

第 4 条 監督業務は、監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの監督業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

#### 一 監督総括業務

イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理

ロ 関連する 2 以上の業務の監督を行う場合における工程等の調整の処理

ハ 業務の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の本官又は分任官に対する報告

ニ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督及び監督業務の掌理

#### 二 一般監督業務

イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なものを除く。）の処理

ロ 設計図書、仕様書その他契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく業務のための詳細図書等の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書の承諾

ハ契約図書に基づく工程の管理、立合い、業務の実施状況の監査及び作業用材料の試験又は検査の実施

ニ業務の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

(監督職員の担当監督業務等)

第5条 本官契約又は分任官契約に係る監督を行う監督職員は、総括監督員及び監督員とし、それぞれ監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。

(監督職員の任命基準)

第6条 本官契約の総括監督員は、当該業務を所掌する本院の担当課(室を含む。以下同じ。)又は地方測量部の担当課の長及び支所長を任命するものとする。

2 本官契約の監督員は、当該業務を所掌する本院の担当課の係長若しくは専門職等若しくは主任又は地方測量部(支所を含む。以下「地方測量部等」という。)の担当係長若しくは専門職等若しくは主任を任命するものとする。

3 第3条第3項の規定による監督職員は、次の各号に掲げる者を任命するものとする。

一 総括監督員 当該業務を所掌する地方測量部等の次長若しくは測量課長又は担当係長若しくは調査員若しくは専門職

二 監督員 当該業務を所掌する地方測量部等の担当係長又は調査員若しくは専門職等若しくは主任

4 技術的条件を勘案し、特に必要があると認められるときは、当該技術的条件に応じ、第2項又は前項第2号の規定にかかわらず、監督を厳正かつ的確に行うことができると認められる者を監督員に任命することができるものとする。

(分任官が監督を委託する場合の承認)

第7条 分任官は、令第101条の8の規定により国の職員以外の者に委託して監督を行わせようとする場合は、あらかじめ、本官の承認を受けなければならないものとする。

(監督委託契約書の作成)

第8条 本官又は分任官は、令第101条の8の規定により国以外の者と監督の委託契約を締結しようとするときは、業務の内容、第11条の規定により定める監督の技術的基準及び第12条の規定を勘案し、監督の方法その他必要な事項を記載した契約書を作成して行わなければならないものとする。

(監督職員の任命)

第9条 監督職員の任命は、業務の請負契約ごとに行うものとする。

(契約の相手方への通知)

第10条 本官又は分任官は、監督職員又は令第101条の8の規定により監督を委託した国の職員以外の者の官職又は役職及び氏名を業務の請負契約ごとに、遅滞なく、監督職員通知書(別記様式第1)により、契約の相手方に通知するものとし、これらの者に変更があった場合も同様とする。

(監督の技術的基準)

第11条 監督職員が監督を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

(監督に関する図書)

第12条 監督職員は、次の各号に掲げる図書(契約の相手方から提出された図書を含む。)を作成し、整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

一 業務の実施状況を記載した図書

- 二 契約の履行に関する協議事項を記載した図書
- 三 業務の実施状況の検査又は作業用材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書
- 四 その他監督に関する図書

### 第3章 検査

#### (検査の種類)

第13条 検査の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 完成検査業務の完成を確認するための検査
- 二 既済部分検査業務の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、業務の既済部分（性質上可分の業務の完済部分を含む。）を確認するための検査

#### (検査の体制)

第14条 本官契約に係る検査は、本官が命じた検査職員が行うものとする。

- 2 分任官契約に係る検査は、分任官が自ら行うものとする。
- 3 分任官契約について、特別の技術を要する検査があるとき、同一の時期に多数の検査が競合するとき、その他分任官が自ら検査を行うことが困難又は不相当と認められる理由があるときは、前項の規定にかかわらず、分任官が命じた検査職員が検査を行うことができるものとする。
- 4 2人以上の検査職員により検査を行う場合において必要があるときは、それぞれの業務地域、業務種別等検査の対象を明らかにして行うものとする。この場合において、他の検査職員を指揮監督して検査を行い、その結果を総括する検査職員を定めることができるものとする。

#### (検査職員の任命基準)

第15条 本官契約の検査職員は、検査官又はこれと同等以上の者を任命するものとする。

- 2 前条第3項の規定による検査職員は、当該業務を所掌する地方測量部等の次長若しくは測量課長又は地理空間情報管理官若しくは防災情報管理官（支所にあつては担当係長又はこれと同等以上の者）を任命するものとする。
- 3 本官契約又は分任官契約の検査を行う場合においては、特別の技術を要する検査であるとき、同一の時期に多数の検査が競合するとき又は第1項若しくは前項に掲げる者に事故があるときは、第1項又は前項の規定にかかわらず、検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者を検査員に任命することができるものとする。

#### (検査職員の任命)

第16条 検査職員の任命は、業務の請負契約ごとに行うものとする。

#### (監督の職務と検査の職務の兼職)

第17条 令第101条の7に規定する特別の必要がある場合は、次の各号の一に該当する検査を行う場合とする。

- 一 検査の時期における災害その他異常な事態の発生によって検査を行う作業現地への交通が著しく困難であるため監督職員以外の職員が行うことが著しく困難な検査
- 二 検査を行うために特別の技術を要するため監督職員以外の職員が行うことが著しく困難な検査
- 三 業務の実施後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

#### (検査の技術的基準)

第18条 検査職員が検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるものとする。

#### (検査調書)

第19条 検査職員が検査を行った結果、給付が完了していることを確認した場合に作成する検査調書は、国土地理院会計事務取扱細則（平成13年国地達第9号）第45条第1項に定めるところによるものとする。

- 2 検査職員が検査を行った結果、給付が業務の請負契約の内容に適合しないことを確認した場合は、検査調書（別記様式第2）を作成するものとする。

（契約の相手方に対する検査完了の通知）

第20条 検査職員は、検査を完了したときは、検査完了通知書（別記様式第3）により契約の相手方に通知するものとする。

附則

- 1 本通知による措置は、平成13年1月6日以降契約を締結した測量作業について実施するものとする。
- 2 「国土地理院請負測量作業監督検査事務処理要領」（昭和47年5月15日付け国地達第21号）は、廃止する。

附則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和3年1月1日から適用する。

別記様式第1（第10条）

年 月 日

契約の相手方  
商号又は名称  
代 表 者 殿

支出負担行為担当官  
官 職 氏 名

監 督 職 員 通 知 書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の業務について、測量業務請負契約書第 条の規定に基づき、下記のとおり監督職員の官職等及び氏名を通知する。

業務名

記

総括監督員	官 職	氏 名
監督員	官 職	氏 名

備考

1. 用紙の大きさは、A列4縦とする。
2. 分任官契約において分任官が自ら総括監督員となったときは、記の総括監督員の列の「官職」「氏名」を削り、「分任支出負担行為担当官」と記載すること。
3. 監督を行う者が、国の職員以外の者である場合の記の「官職」を「商号又は名称、役職」に訂正すること。

別記様式第2（第19条）

年 月 日

支出負担行為担当官  
官 職 氏 名 殿

検 査 員  
官 職 氏 名

検 査 調 書

業 務 名	
業 務 地 区	
契 約 年 月 日	
請 負 金 額	
契 約 の 相 手 方	
業 務 期 間	
納 品 年 月 日	
検 査 年 月 日	

上記業務について検査を行った結果、下記のとおり、その給付が請負契約の内容に適合しないものであると認める。

記

1. 理由
2. その措置についての意見

参考

用紙の大きさは、A列4縦とする。

別記様式第3（第20条）

年 月 日

契約の相手方  
商号又は名称  
代 表 者 殿

検 査 員  
官 職 氏 名

検 査 完 了 通 知 書

業 務 名	
業 務 地 区	
契 約 年 月 日	

上記の測量業務について、年 月 日検査を完了したので、予算決算及び会計令第101条の9第1項の規定に基づき、検査調書（合格）を  
支出負担行為担当官 に提出したので、通知する。

参考

1. 用紙の大きさは、A列4縦とする。
2. 必要な文字を挿入し、又は不要文字を抹消して使用すること。